

「ご利用にあたり」

1. 調査の目的 工業統計調査は、製造業の実態を明らかにすることを目的とする。
2. 調査の根拠 工業統計調査は、工業統計調査規則(昭和26年通商産業省令第81号)によって実施される「指定統計調査(指定統計第10号)」である。
3. 調査の期日 平成6年12月31日現在
4. 調査の範囲 日本標準産業分類に掲げる大分類F—製造業に属する事業所(国に属する事業所を除く。)である。
5. 調査の種類 甲調査 ----- 従業者30人以上の事業所を対象とする。
乙調査 ----- 従業者29人以下の事業所を対象とする。
6. 調査の方法 この調査は、自計申告によるもので、調査票の配付並びに収集は、知事の任命する工業統計調査員が行った。
7. 集計の内容 平成6年工業統計調査における「工業調査票甲」及び「工業調査票乙」を集計したものである。

8. 産業中分類の略称

結果概要の中で産業分類(業種)を次のように略した。

- 12 食料品製造業 ----- <食 料 品>又は<食料>
- 13 飲料・たばこ・飼料製造業 ----- <飲 料 ・ た ば こ>又は<飲料>
- 14 繊維工業 ----- <織 維>
- 15 衣服・その他の繊維製品製造業 ----- <衣 服>
- ◎16 木材・木製品製造業 ----- <木 材 ・ 木 製 品>又は<木材>
- 17 家具・装備品製造業 ----- <家 具 ・ 装 備 品>又は<家具>
- ◎18 パルプ・紙・紙加工品製造業 ----- <パ ル プ ・ 紙>又は<紙>
- 19 出版・印刷・同関連産業 ----- <出 版 ・ 印 刷>又は<出版>
- ◎20 化学工業 ----- <化 学>
- ◎21 石油製品・石炭製品製造業 ----- <石 油 ・ 石 炭>又は<石油>
- ◎22 プラスチック製品製造業 ----- <プ ラ ス チ ッ ク 製 品>又は<プラスチック>
- ◎23 ゴム製品製造業 ----- <ゴ ム 製 品>又は<ゴム>
- 24 なめし革・同製品・毛皮製造業 ----- <皮 革>
- ◎25 窯業・土石製品製造業 ----- <窯 業 ・ 土 石>又は<窯業>
- ◎26 鉄鋼業 ----- <鉄 鋼>
- ◎27 非鉄金属製造業 ----- <非 鉄 金 属>又は<非鉄>
- ◎28 金属製品製造業 ----- <金 属 製 品>又は<金属>
- ★29 一般機械器具製造業 ----- <一 般 機 械>又は<機械>
- ★30 電気機械器具製造業 ----- <電 気 機 械>又は<電気>
- ★31 輸送用機械器具製造業 ----- <輸 送 機 械>又は<輸送>
- ★32 精密機械器具製造業 ----- <精 密 機 械>又は<精密>
- 34 その他の製造業 ----- <そ の 他>

産業3類型区分

○印は生活関連型産業 ◎は基礎素材型産業 ★印は加工組立型産業

9. 統計表等に用いた用語

- (1)従業者数 常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数との合計である。
- (2)現金給与総額 常用労働者に対してきまって支給された給与と、特別に支払われた給与及びその他の給与の合計額である。

- (3) 原材料使用額等 原材料、燃料及び電力の使用額並びに委託生産費(外注加工賃)を含めた総額である。
- (4) 製造品出荷額等 製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、くず及び廃物出荷額を含めた総額で内国消費税額を含んでいる。
- (5) 生産額及び付加価値額等の算式は次のとおりである。
 - ア. 生産額＝製造品出荷額等＋(製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)＋(半製品及び仕掛品年末額－半製品及び仕掛品年初額)
 - イ. 粗付加価値額＝製造品出荷額等－原材料使用額等－内国消費税額
 - ウ. 付加価値額＝生産額－原材料使用額等－内国消費税額－減価償却費

10. 地域別区分

- (1) 北勢地域 四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡、員弁郡、三重郡、鈴鹿郡
- (2) 中勢地域 津市、松阪市、久居市、安芸郡、一志郡、飯南郡、多気郡
- (3) 南勢地域 伊勢市、鳥羽市、度会郡、志摩郡
- (4) 伊賀地域 上野市、名張市、阿山郡、名賀郡
- (5) 東紀州地域 尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡

11. 工業統計調査用産業分類について

日本標準産業分類の第10回改訂(平成5年10月4日総務庁告示第60号)に伴い平成6年調査より工業統計調査用産業分類も改訂した。

- (1) 工業統計調査用産業分類及び名称を別表の新旧対応表のとおり変更した。
- (2) 工業統計調査用産業分類は、原則として日本標準産業分類によるが、事業所数が少ないこと等により一部日本標準産業分類とは相違している。

12. 記号及び注記

- (1) 統計表中の「X」は2事業所以下に関する数字であるため、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿した箇所である。
また、3事業所以上であっても、他との関連により秘匿の必要がある場合には秘匿を行った。
秘匿箇所がある場合は、他の内容を集計した数と総数が一致しない場合がある。
- (2) 「－」印は該当なしを示す。
- (3) 各数を四捨五入又は切捨てすることにより、総数が内訳を集計した数と一致しない場合がある。
- (4) 市町村名は、調査日現在での表章とした。
- (5) この結果の数字は、県において集計した概数であって、後日通商産業省から公表されるものと相違する場合がある。